

i 暮らしのインフォメーション

募集・催し物・お知らせなど、暮らしに役立つ情報を届けます。

☎…申し込み 問…問い合わせ

募集 Recruitment

東庄県民の森 4月のイベント「山野草展示会」

フリーマーケット出店者

日時／4月23日(日) 午前9時～午後3時

場所／東庄県民の森 芝生広場

参加費／1区画500円

☎問東庄県民の森(☎0478-87-0393)

催し物 Events

書道家古橋飛山 遺作展

40数年にわたる教員生活の後、書道の発展に力を尽くし、多くの門下生を育てた、旭市出身の書道家「古橋重雄(飛山)」の作品展を開催します。

日時／3月25日(土)、26日(日) 午前10時～午後3時

場所／うなかみ幼稚園ギャラリー(旭市後草1516)

費用／無料

☎問うなかみ幼稚園 浪川(☎55-2526)

お知らせ Information

宮内庁から令和6年歌会始のお題と詠進歌の詠進要領が発表されました

歌会始とは、人々が集まって共通のお題で歌を詠み、その歌を披露する国民参加の文化行事です。

お題／「和」と定められました。

※歌に詠む場合は「和」の文字が詠み込まれていればよく「平和」「調和」「和服」のような熟語にしても、また「和らぐ」「和む」のように訓読しても差し支えありません。

詠進の期間／お題発表の日から9月30日までとし、郵送の場合は、消印が9月30日までのものを有効とします。詠進歌の詠進要領や問い合わせ先など、くわしくは宮内庁ホームページ(<https://www.kunaicho.go.jp/>)で確認してください。

はり・きゅう・マッサージなどの施設利用券の交付開始

市内に住む高齢者の健康保持・増進を目的とした「はり・きゅう・マッサージ等施設利用券」を交付します。

対象／市内に住所があり、居住している70歳以上の人

受付開始日／3月31日(金)

受付場所／高齢者福祉課高齢者班

☎問高齢者福祉課高齢者班(☎62-5350)

台帳の登録に協力を75歳以上の高齢者世帯

市内に住む高齢者世帯の皆さんが、安心して日常生活を送ることができるよう台帳を作成します。

台帳は、見守り活動や安否確認、緊急時の連絡などに活用します。

対象／75歳以上の高齢者のみの世帯 ※体調に不安があり見守りが必要な人は、65歳以上の人も登録できます。

申し込み方法／地区の民生委員や地域包括支援センターに連絡するか、高齢者福祉課で申し込んでください。

☎問高齢者福祉課高齢者班(☎62-5350)

千葉県動物愛護センター 犬のしつけ方教室 基礎講座

日時／4月27日(木)、5月25日(木)、6月22日(木) 午前10時～正午

場所／千葉県動物愛護センター 本所(富里市御料709-1)

定員／10組 ※要予約、先着順。

費用／無料

☎問千葉県動物愛護センター(☎0476-93-5711)

千葉県動物保護管理協会 犬のしつけ方教室 実技講座

日時／4月6日(木)、6月1日(木)

午前10時～正午

場所／千葉県動物愛護センター 本所(富里市御料709-1)

定員／5組 ※要予約、先着順。

費用／3,300円

☎問(公財)千葉県動物保護管理協会(☎043-214-7814)

千葉県動物愛護センター 令和5年度動物愛護事業

犬と猫との出会いの場

現在飼われている犬猫の新しい飼い主を探しています。くわしくはホームページ(<https://www.pref.chiba.lg.jp/aigo/dogcat-meeting.html>)で確認してください。

犬のしつけ方の動画配信

犬のしつけ方の動画を配信しています。「ちば電子申請システム」犬のしつけ方教室(基礎講座)動画配信の申し込み(<https://www.pref.chiba.lg.jp/aigo/inu-shituke-kyoushitu.html>)から申し込んでください。

☎問千葉県動物愛護センター(☎0476-93-5711)

4月1日(土)から使用できる 福祉タクシー利用券の交付開始

対象／●身体障害者手帳1・2級の人 ●3級のうち視覚障がい・下肢障がい・体幹機能障がいの人 ●療育手帳①・②の1・②の2・Aの1・Aの2の人 ●精神障害者保健福祉手帳1級の人

持ち物／●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか ●受領者の本人確認書類か、スマートフォン用アプリ「ミライロID」

※交付できる枚数には1か月当たりの上限があります。

受付開始日／3月29日(水)

受付場所／社会福祉課障害福祉班

☎問社会福祉課障害福祉班(☎62-5351)

令和6年4月1日から 不動産の相続登記の申請が義務化

令和6年4月1日から不動産の相続登記の申請が義務化されます。義務化後は、相続で所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請が必要です。この相続登記の申請義務は、すでに所有者が亡くなったにもかかわらず、相続登記の申請をしていない場合にも適用されます。くわしくは法務局にお問い合わせください。

☎問千葉地方法務局匝瑳支局総務係(☎0479-72-0334)

転入者や若者世帯の定住を支援 住宅取得などの費用の一部を助成

旭市定住促進奨励金

市外から旭市へ転入して、定住する意思を持って住宅を取得するなど、交付要件を満たした人に、奨励金を交付します。

奨励金／基礎額30万円

※加算要件に該当すると最大150万円を給付します。

旭市若者世帯住宅取得奨励金

市内に住む39歳以下の若者世帯で、定住のため市内事業者から新築住宅を取得するなど、交付要件を満たした人に、奨励金を交付します。

奨励金／基礎額20万円

※加算要件に該当すると最大100万円を給付します。

〈共通事項〉

申し込み方法／企画政策課の窓口や、市ホームページから入手できる申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて申し込んでください。

☎ 企画政策課政策推進班 (☎62-5382)

農振除外・用途変更受け付けは 3月31日(金)までに

市では、農業振興のために保全すべき農地を、農振農用地(農業振興地域内の農用地区域)に指定しています。

農振農用地では、農業以外の利用を制限しているため、宅地などに転用したい場合は、事前に農用地区域から除外する手続きが必要です。

受付期限／3月31日(金)

※申し出た農地が、必ず除外できるとは限りません。

☎ 農水産課農業基盤整備班 (☎74-3660)

生きづらさを感じている人へ 「まもろうよこころ」

先の見えない不安や生きづらさを感じるなど、さまざまなこころの悩みを抱えていたら、その悩みを電話やSNSで相談できます。くわしくは厚生労働省「まもろうよこころ」特設ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/mamoru-yokokoro>)で確認してください。
☎ 厚生労働省 (☎03-5253-1111)

働くことに悩みを抱えている若者へ 無料の相談会を開催

対象／15歳から50歳未満の自立に悩む無職の人、またはその家族

日時／3月24日(金) 午前10時～午後3時 ※要予約。

場所／あさひ市民センター 2階

☎ 岡ちば北総地域若者サポートステーション (☎0476-24-7880)

新型コロナワクチンのバス接種 市役所駐車場で実施します

期日／3月24日(金)、25日(土)

使用ワクチン／ファイザー社製オミクロン株BA.4-5対応ワクチン

対象／12歳以上の初回接種(1・2回目)が済んでいる人 ※オミクロン株対応ワクチンを接種した人は対象外。

申し込み方法／コールセンター(☎0120-571-575)に電話するか、QRコードを読み込んで予約システムから申し込んでください。

☎ 健康づくり課庶務企画班 (☎63-8831)



消費生活センター

ほっと通信

144

賃貸住宅の「原状回復」トラブルに注意

3～4月は、新生活に向けた引っ越しシーズンです。賃貸住宅からの退去時に、損傷が借主の責任によるものなのか、経年劣化や通常使用によるものなのか判断できずトラブルに発展したなど、原状回復に関する相談が多く寄せられます。

【相談事例】

- 敷金礼金不要のアパートを退去したら、エアコンクリーニング代を請求された。契約書にはエアコンクリーニングは、入居者が喫煙者の場合のみの請求と記載されている。
- 10年以上住んだマンションを退去する際に、入居時からあった壁の傷を「最近ついたものだ」と言われて修繕費用10万円を請求された。
- 長年住んだアパートからの退去後に、床や壁紙の張り替え、建具の塗り替え、畳の交換、ハウスクリーニング代で20万円を請求された。居住年数が長いので、汚れはあったが破損はなく、退去の立会時にも貸主から指摘がなかったため、通常使用での損傷のはずである。

アドバイス

- 賃貸借契約と国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を比較し、自分がどこまで原状回復をしなくてはならないか、事前に確認しておきま



しょう。

- 入居時は、貸主の立ち会いの下、現状の写真を撮影しておくなど、記録を残しておきましょう。
- 入居中にトラブルが起きたら、速やかに貸主に相談し、対応してもらいましょう。貸主に無断で修繕を行うと、退去時のトラブルにつながります。
- 退去時に、貸主から納得できない費用を請求された場合は、前述のガイドラインを参考に、貸主に対して説明を求め、費用負担について話し合いましょう。
- 不安に思った場合やトラブルが生じた場合は、消費者ホットライン(☎188)や消費生活センターに相談してください。

☎ 旭市消費生活センター (☎63-7272)・相談直通電話 (☎62-8019)